

加賀地域産木材利用促進事業助成金交付要綱

令和5年3月31日
告示第41号

(趣旨)

第1条 この告示は、建物における加賀地域産木材の利用の促進を図るため、木造個人住宅を新築し、増改築し、又は購入した者に対する助成金の交付に関し、加賀市補助金交付規則(平成17年加賀市規則第50号。以下「規則」という。)及び加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例施行規則(平成20年加賀市規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造個人住宅 1戸建ての住宅の用に供する木造の家屋で、加賀地域産木材の柱を50本以上使用して建築されるものをいう。ただし、増改築の場合は加賀地域産木材の柱を20本以上使用して建築されるものをいう。
- (2) 加賀地域産木材の柱 柱(集成柱を含む。)のうち、次に掲げる要件のすべてに適合することについて証明を受けたものをいう。
 - ア 加賀地域(加賀市、小松市、能美市、白山市)内で伐採された立木を加工したものであること。
 - イ 日本農林規格で定められた乙種構造材の規格に適合するものであること。ただし、集成柱については、日本農林規格で定められた構造用集成材の規格に適合するものであること。
 - ウ 長さがおおむね3メートル以上であり、かつ、幅及び厚さがそれぞれ10.5センチメートル以上であること。
- (3) 集成柱 製材されたひき板又は角材等を乾燥し、接着剤を用いて集成した柱をいう。

(助成金の交付)

第3条 加賀地域産木材利用促進事業助成金(以下「助成金」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、予算の範囲内で交付する。

- (1) 自己の居住の用に供する為、本市の区域内に木造個人住宅を新築又は増改築し、かつ、当

該木造個人住宅に居住する者

(2) 自己の居住の用に供する為、本市の区域内の建築後使用されたことのない木造個人住宅を、第9条第1項に規定する建売事業者(当該木造個人住宅について、同条第2項において準用する第5条第1項に規定する計画の認定を受けた者に限る。)から購入し、かつ、当該木造個人住宅に居住する者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、木造個人住宅に使用した加賀地域産木材の柱の本数に2,600円を乗じて得た額とし、その額は20万円を限度とする。ただし、増改築の場合は10万円を限度とする。

(計画の認定申請)

第5条 木造個人住宅を新築又は増改築しようとする者であつて、助成金の交付を受けようとするもの(以下「認定申請者」という。)は、当該新築又は増改築工事の着手前に、加賀地域産木材利用促進事業助成金計画認定申請書(様式第1号)により市長に申請し、助成金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成金の交付の対象となる計画である旨の認定(以下「計画認定」という。)をしたときは、加賀地域産木材利用促進事業助成金計画認定通知書(様式第2号)により、当該認定申請者に通知する。

(計画の変更認定申請)

第6条 計画認定を受けた者は、当該認定に係る計画の変更をしようとするときは、速やかに加賀地域産木材利用促進事業助成金計画変更認定申請書(様式第3号)により市長に申請し、当該計画の変更の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があつたときは、その内容を審査し、助成金の交付の対象となる計画の変更であると認定したときは、加賀地域産木材利用促進事業助成金計画変更認定通知書(様式第4号)により、当該変更の申請をした者に通知する。

(計画の廃止)

第7条 計画認定を受けた者は、第5条第2項の規定による通知があつた日以後において、当該認定に係る計画をとりやめようとするときは、速やかに加賀地域産木材利用促進事業助成金計画廃止届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、計画認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該計画認定を取

消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたことが判明したとき。
- (2) 計画認定を受けた計画の全部又は一部について交付要件に適合しないことが判明したとき。
- (3) 第5条第2項の規定による通知のあった日の属する年度の末日から、木造個人住宅の新築又は増改築に係る認定にあつては1年を、木造個人住宅の購入に係る認定にあつては3年を経過してもなお第10条の規定による助成金の交付申請を行わないとき。
- (4) 前条に規定する届出書の提出があつたとき。

(建売事業者)

第9条 本市の区域内に木造個人住宅を新築し、及び販売する者(以下「建売事業者」という。)

は、当該建売の木造個人住宅について、第5条第1項に規定する認定申請をすることができる。

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による申請について、第6条から前条までの規定は、建売事業者が計画認定を受けた場合について準用する。

(交付の申請及び決定)

第10条 第3条第1号に該当する者であつて、計画認定を受けたもの又は第3条第2号に該当するものは、助成金の交付を受けようとするときは、当該助成金の交付に係る木造個人住宅に居住した日から起算して6月を経過する日までに、加賀地域産木材利用促進事業助成金交付申請書(様式第6号)により、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、当該助成金の交付を決定したときは、加賀地域産木材利用促進事業助成金交付決定通知書(様式第7号)により、その額を申請者に通知する。

(助成金の請求)

第11条 前条第2項による交付決定を受けた者は、速やかに加賀地域産木材利用促進事業助成金請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還等)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、第10条第2項の規定による決定を、規則第17条の規定により取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。

(3) 第5条第2項又は第6条第2項の認定を受けた計画の全部又は一部が交付要件に適合しないことが判明したとき。

(4) 市税を滞納したとき。

(5) その他助成金の返還が適当であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、規則第18条の規定により、交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(適用除外)

第13条 市長は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる者には、助成金を交付しない。

(1) 過去にこの告の規定による助成金の交付を受けた者

(2) 公共補償等により木造個人住宅を新築、増改築又は購入する者

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和5年3月31日告示第41号)

(施行期日)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。